

第 17 号議案

府中市学校施設老朽化対策推進協議会規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 23 日

提出者 教育長 酒 井 泰

府中市学校施設老朽化対策推進協議会規則の一部を改正する規則

府中市学校施設老朽化対策推進協議会規則（平成29年3月教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「1人」を「4人」に改め、同条中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を削り、第10号を第7号とする。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

新

(協議会の委員)

第2条 省 略

(1) 学識経験を有する者 4人

(2)～(5) 省 略

(削 除)

(削 除)

(6) 省 略

(削 除)

(7) 省 略

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

協議会規則新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

旧

（協議会の委員）

第2条 省 略

- (1) 学識経験を有する者 1人
- (2)～(5) 省 略
- (6) 府中防犯協会の構成員 1人
- (7) 府中市シニアクラブ連合会の構成員 1人
- (8) 省 略
- (9) 府中市東部地区スポーツ振興会の構成員 1人
- (10) 省 略